

共同親権・共同子育てを実現するための法整備を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願理由

日本では離婚に際し、子どもの親権をどちらかに定めるという単独親権制度をとっています（民法第 819 条）。

離婚後の子育ては主に一方の親が担うこととなります。そして同居親（子どもを手元で育てている親）が別居親との面会を拒めば、別居親が子どもの成長にかかわることは事実上できなくなります。

また、離婚後の子育てについて定めた民法第 766 条には、別居親と子どもとの面会交流（面接交渉）についての規定がなく、別居親子の交流が法的に保障されません。その結果親の離別を契機に多くの親子が関係を絶たれています。現在の法制度の結果、以下のような問題が指摘されています。

・親権を失えば、子どもとの交流ができなくなるのではないかというおそれから、親権を奪い合う親どうしの紛争が頻発しています。

・裁判所での手続きは時間がかかるため、親子関係の断絶が長期間に渡り、以後の親子関係の修復が困難になります

・親の離別後の親子関係については原則交流が子の利益であるとの認識が共有されていないため、裁判所が面会交流に消極的で、その後の親子関係を維持することが難しくなることがあります。

・裁判所の決定も実効性のある強制力がないため、裁判所での面会交流の決定が守られない事例がたくさんあります

すでに共同親権の法制度に移行した国々では、子どもへの直接的な虐待があるもの以外、面会交流の権利は慎重に保護されています。しかし日本国内では、法制度と支援体制の不備、社会認識の欠如により、親子が引き離されることは当たり前とされています。

こうした状況を改善し、親の離別後も子どもが双方の親から育てられることが可能なように、親子関係における原則交流が可能なルールと、それを保障する法制度を早急に整えてください。そしてそのための支援体制を私たちは求めます。

請願事項

1 親の離別後も親の子どもへの権利義務は平等であるとの視点から、民法第 819 条を改正して共同親権制度を導入してください。

2 親の離別後の共同子育てが可能なように、面会拒否に対する強制力を付与するなど、親子関係が維持できる法制度を整えてください。

3 親の離別後の親どうしの関係調整には困難さが伴うため、第三者による仲介などの行政支援を行ない、親子の交流を保障するための法整備を行なってください。

氏 名	住 所

【呼びかけ団体】 k ネット・共同親権運動ネットワーク（最終集約先）、親子ネット関西、親子ネットNAGANO、親子の絆ガーディアン四国、くにたち子どもとの交流を求める親の会、子どもに会いたい親たちのネットワークさっぽろ、面接交流ネット

〒186-0004 東京都国立市中 3-11-6 スペース F 内 T・F 042-573-4010 ■集約日 2010 年 1 月 31 日